

# 仕 様 書

- 1 件 名  
平机外 22 点の借入れ
- 2 目 的  
令和 9 年度全国高等学校総合体育大会開催準備事務を行うため
- 3 借入期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 借入場所  
東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 新宿 NS ビル 5 階北ブロック (予定)  
令和 9 年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局
- 5 支払方法  
月払とし、賃貸人からの適法な請求に基づき支払う。
- 6 品名及び数量  
別紙 1 「借入物品一覧表」の仕様を満たしていること。
- 7 搬入及び撤去日
  - (1) 搬入  
令和 9 年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局 (以下「賃借人」という。)と調整の上、決定する。
  - (2) 撤去  
令和 9 年 3 月 31 日 (水曜日)  
ただし、具体的な時間については、賃借人と調整の上、決定する。
- 8 物品配置レイアウト  
別紙 2 「レイアウト図」参照  
ただし、実際の配置については、賃借人の指示に従うこと。
- 9 保守条件等
  - (1) 物品に故障等がある場合は連絡を受けてから、可能な限り当日中に回復させること。速やかな回復が困難であるときは、代替品の提供等必要な措置を講ずること。
  - (2) 故障等が頻繁に発生し、業務に著しく支障を来す場合は、双方協議の上、代替品と交換することとする。
  - (3) 保守料は本契約に含むものとする。
  - (4) 納品に係る経費は本契約に含むものとする。
  - (5) 納品時の梱包材等は、賃貸人が引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること。
  - (6) 物品の運搬、組立て、設置は賃貸人が行うこと。
  - (7) 搬入に当たっては、原則通路壁面床面等の養生を行い、建物や設備等を傷付けないこと。  
なお、万一障害が生じた場合は、賃貸人の負担により原状復帰すること。
  - (8) 搬入、搬出、機器設定・調整及び借入期間終了後の機器回収等、本件の履行に係る一切の経費は、本契約に含むものとする。

- (9) 機器設置等の際、必要に応じて賃借人と調整の上、現場の確認を行うこと。
- (10) 機器設置及び撤去の日程については別途賃借人と調整すること。
- (11) 本契約の履行過程において、納入先の既存の施設、設備又は機器に損害を与えるような事故が生じた時は、その事故の発生場所、発生状況等を記載した書面をもって、遅滞なく賃借人に報告し、賃貸人と賃借人との間で原状回復方法等を協議すること。また、原状回復に係る費用は賃貸人の負担とする。
- (12) 履行に際し、直接又は間接的に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。借入期間満了後においても同様とする。

#### 10 災害対策

- (1) 災害時において物品が転倒しないよう安全対策を施行すること（耐震部品の取付け等）。
- (2) 安全対策の施行については、賃借人と調整すること。

#### 11 その他

- (1) 契約締結後、速やかに「借入物件一覧表」を提出すること。
- (2) 別紙3「東京都グリーン購入推進方針」及び別紙4「環境により良い自動車利用」を遵守すること。
- (3) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は賃借人と協議して決定する。

#### 12 担当部署

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番地1号東京都庁第二本庁舎 32階 南側  
令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局  
電話 03-5320-7497

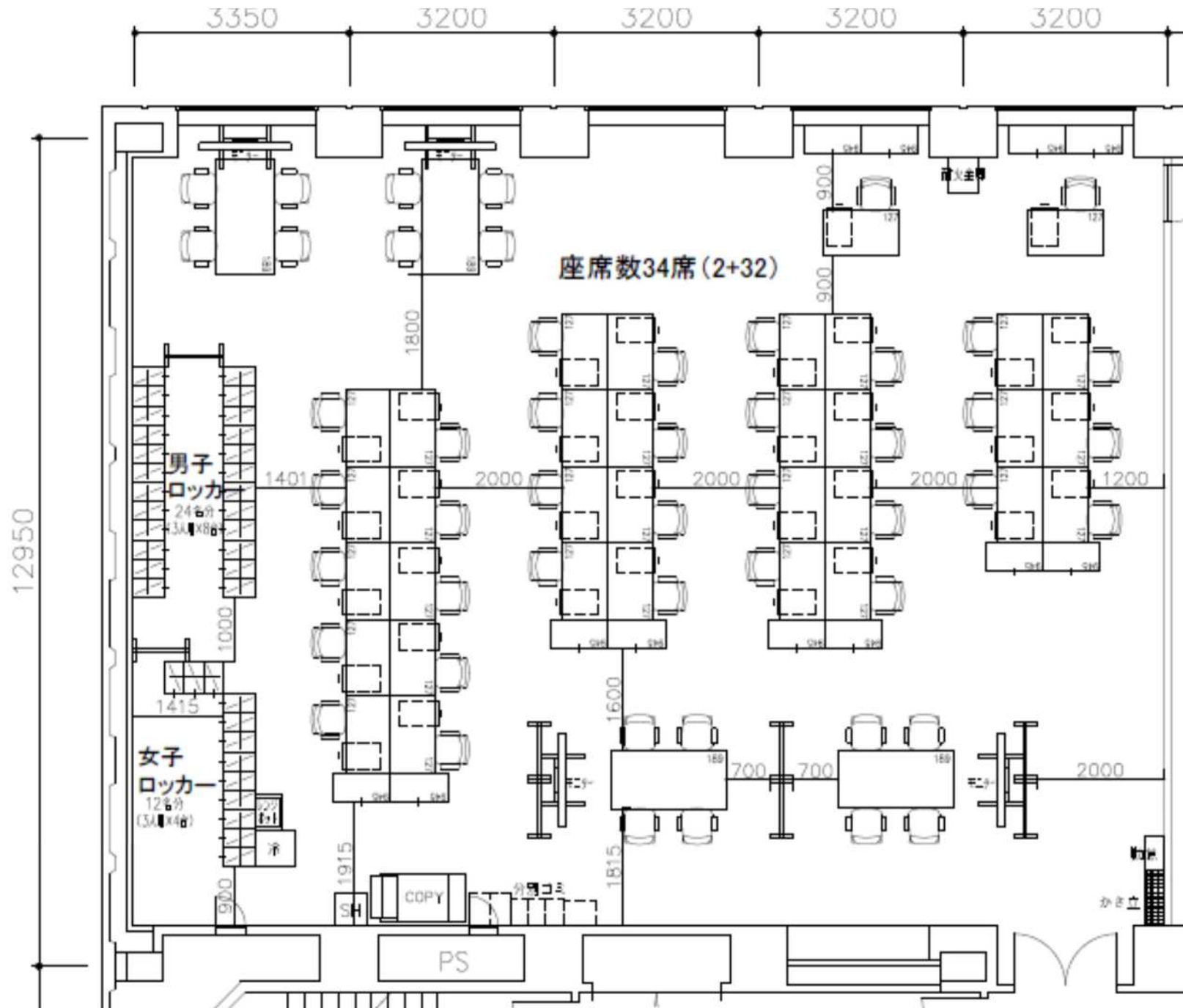
## 借入物品一覧表

別紙1

	品名	仕様	数量	単位
1	平机	寸法：幅1200×奥行700×高さ700（各±50）mm	34	台
2	デスク用ワゴン	寸法：幅398×奥行581×高さ613（各±50）mm キャスター付 移動式 袖3段	34	台
3	回転椅子	寸法：幅550~700×奥行560~600×高さ790~1055（S H405~520）mm 肘掛け、キャスター、背もたれ、ロッキング機能付	34	脚
4	ローバーテーション	寸法：幅900×奥行40×高さ1925（各±50）mm	10	枚
5	会議テーブル	寸法：幅1800×奥行900×高さ700（各±50）mm	4	本
6	ミーティングチェア	寸法：幅490×奥行545×高さ770（各±100）mm キャスター付	16	脚
7	引違書庫	寸法：幅900×奥行400×高さ1050（各±50）mm 鍵開閉表示タイプ	12	本
8	書庫用ベース	寸法：幅900×奥行399×高さ60（各±50）mm アジャスター付	12	本
9	ロッカー（3人用）	寸法：幅900×奥行515×高さ1790（各±50）mm 3人用 各扉に鍵付	12	本
10	シュレッダー	寸法：幅500×奥行500×高さ900（各±50）mm 最大細断枚数：25（±5）枚 ダストボックス容量78（±10）L A3まで対応	1	台
11	冷蔵庫	寸法：幅585×奥行605×高さ1609（各±50）mm 有効内容積:200~230L 2ドア 冷蔵室・冷凍室付	1	台
12	電子レンジ	寸法：幅460×奥行375×高さ200（各±50）mm 消費電力:100V1310W 50ヘルツ用	1	台
13	電気ポット	寸法：幅213×奥行279×高さ296（各±50）mm 有効内容積:3~5L	1	台
14	傘立て	寸法：幅432×奥行278×高さ500（各±50）mm 15~25人用	2	本
15	大型ディスプレイ	55~65インチ HDMI接続	4	台
16	ディスプレイスタンド	No.15「大型ディスプレイ」を設置できるもの 寸法：高さ1560~1715mm 高さ調整可能な物 キャスター・ストッパー付	4	台
17	PCモニター	23~24インチ フルHD（1920×1080） HDMI接続	33	台
18	キーボード	日本語配列（JIS） Bluetooth接続 フルサイズ	33	台
19	HDMIケーブル	全長1m以上	37	本
20	レンジラック	寸法：幅550×奥行400×高さ830（各±50）mm 上・中・下段構成 中段：スライド棚	1	台
21	耐火金庫（テンキー式）	寸法：幅457×奥行567×高さ663（各±100）mm シリンダー鍵付	1	台
22	台車	寸法：幅740×奥行480×高さ850（各±50）mm 折畳式	1	台
23	台車	寸法：幅900×奥行600×高さ896（各±50）mm 折畳式	1	台

※上記に記載された規格と同等以上の規格を有する製品を選定すること。

レイアウト図



## 東京都グリーン購入推進方針

### 1 環境に配慮した物品及び役務の調達の意味・目的

本方針は、都内最大の事業者・消費者である都が、各局（本部、庁）における環境に配慮した物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、製造者等の製品の開発や供給における環境負荷の低減に向けた取組を支援するとともに、都民・事業者や他自治体による環境配慮型製品の購入を更に喚起することを目的とする。

都は、「東京都環境基本計画」に基づき、2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフを達成するため、あらゆる分野の取組を大幅に強化している。また、生物多様性を回復し、より良質な都市環境の実現に取り組むことに加え、持続可能な消費・生産を実現することを目指しており、都自らが率先して遂行していく。

また、「東京都社会的責任調達指針」に基づき、受注者及びそれらのサプライチェーンを担う事業者に対し調達における環境、人権労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷えんさせる取組を進めることと併せ、持続可能な社会の実現に寄与することを目指す。

### 2 対象とする範囲

都における物品等の調達のうち、①消耗品及び備品の購入、②物件借上、③印刷物の作成、④自動車による運搬および輸送、⑤食堂・小売、⑥産業廃棄物処理、⑦庁舎管理等、⑧会議運営、⑨普及・啓発等に係る環境配慮を対象とする。その他の製品やサービスの購入・借上等については、可能な限り本方針を活用する。なお、公共工事に係る再生資材等に関しては、別途「東京都建設リサイクルガイドライン」「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」において定めるものとする。

### 3 製品やサービスの選択基準

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

#### <原材料の採取段階での環境配慮>

- ①原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ②原材料が違法に採取されたものではないもの

③原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの

④原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

#### <製造段階での環境配慮>

⑤再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの

⑥余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの

⑦再生しやすい材料を使用したもの

#### <使用段階での環境配慮>

⑧使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの

⑨修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの

⑩梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

#### <廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

⑪分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの

⑫回収・リサイクルシステムが確立しているもの

⑬耐久性が高く、長期使用が可能なもの

#### <サービス提供時の環境配慮>

⑭省エネルギーの取組を徹底したもの

⑮サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

#### <その他の環境配慮>

⑯製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの

⑰製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの

⑱製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの

## 4 環境に配慮した物品等の調達推進方法

(1) 必要性をよく考え、適正量を調達する。

(2) 都における物品等の調達においては、「3 製品やサービスの選択基準」及び「東京都グリーン購入ガイド」に従い、品目別の環境配慮仕様を満たすものを調達することを原則とする。なお、ガイドに定めのない品目については、可能な限り、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関が認定するもの、若しくはこれらと同等なもの又はグリーン購入法適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」を満たすもの）の選択に努める。温室効果ガス削減のためのカーボンフットプリントマークについても適宜参考とする。

(3) 環境局は、環境に配慮した物品等の調達の推進に必要な情報について、各局(本部、庁)への情報提供に努める。

(4) 必要に応じて、物品等調達担当職員に対する説明会、研修等を実施する。

(5) 定期的に、環境に配慮した物品等の調達の取組状況を把握し、公表に努める。

(6) 本方針は、原則として都の全ての組織に適用するものとし、環境マネジメントシステムとの関連を図りつつ全庁的に推進するものとする。

## 5 実績の報告

各局（本部、庁）は、本方針に基づき調達した品目等の調達実績について、年度終了後、環境局の指定する様式により、環境局へ報告するものとする。

## 6 関係団体等への要請

- (1) 所管局は、公の施設の指定管理者に対して、指定管理業務を行う際は本方針の趣旨を踏まえ、東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを要請するものとする。
- (2) 所管局は、政策連携団体に対して、本方針の趣旨を踏まえ、自身の活動において、エネルギー使用や廃棄物発生の抑制など環境に配慮した取組を行うこと及び東京都グリーン購入ガイドに準じた物品等の調達を行い、環境負荷の低減に努めることを指導するものとする。

附 則

本方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

本方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。